

予防

よもや話

防火管理の重要性について

第12回

纏 消之助

1 皆さんの声を聞かせてください！

読者の皆さんこんにちは！

予防よもや話も今回で12回、即ち1年を迎えることができました。

このコーナーを始めるきっかけは、消防行政は警防業務だけではなく予防業務も重要であり、予防技術者の職員の方が多数退職したため、若い予防職員の育成が喫緊の課題であったからです。

また、予防業務に少しでも興味を持ってもらえたら良いという気持ちからでもあります。ただし、少し残念なのは、書き手側からだと、読者の方々が果たしてこのコーナーを読んでくれているのか掴み取れないのです。ご質問やご意見をいただければわかるのですが、これまでに数人の方からご質問やご意見をいただきましたが、正直どれだけの人が読んでいただいているのか掴み取れていません。

このコーナーは、誌面の限りもありますので、細かな技術指導書ではなく、気軽に読みやすく、それでいて予防技術の伝承ができるものをと考えてこれまで書いてきました。自分よがりの部分もあるかもしれませんが、私の経験した業務における重要なポイントや失敗から学んだ教訓を、出来る限り若い予防担当者の皆さんに伝えられたら良いと書いてきました。出来れば若い職員の本音が聞けたら一番書きやすいのですが、つまり、こういう時はどうしたら良いのかとか、ここをもっと教えて欲しいといった声を寄せて頂けると細かい部分を丁寧にお話することができます。もし出来るなら、若い職員の方々、悩みでも構いません、ご質問、ご意見、ご批判何でも構いません、お聞かせください！ さらさらの予防行政の将来像について皆さんのご意見

を募集します。奮ってご意見等をお寄せください！

2 防火管理とは

さて、本題に入ることにしましょう！今回は「防火管理の重要性について」をテーマにしました。消防用設備等のハード規制に対して、防火管理制度のソフト規制について取り上げます。

まず、「防火管理」とは何でしょうか？「防火管理」とは、火災を出さないように管理し、万一、火災が発生してしまったら、被害を最小限に食い止めることを言います。一言で言えば「火の用心」です。ところで何故ソフト規制が必要なのでしょう？それは、火災を未然に防止し、万一火災が発生してしまった場合に被害を最小限に食い止めるためには、現在の防火管理体制では、「人の手」を必要とするからです。消防用設備等のハードが整備されていると言っても、自動化されているものはスプリンクラー設備やその他の設備の一部です。ほとんどの消防用設備等は、維持管理を含め人が操作又は関与しなければ有効に機能しません。

しかし、近い将来、消火ロボットみたいな、火災の発見から119番通報、初期消火、避難誘導、延焼防止措置（防火区画の設定）、救急救護などの一連の自衛消防活動を全て行ってくれるロボットか、防火対象物が出現してくるのではないのでしょうか？ 介護の世界では既に始まりつつあるようですが、消防の世界でも時間の問題ではないのでしょうか？

話が脱線してしまったようですので、元に戻します。現在の防火管理体制を適正に確保するためには、「人の力」が必要であり、また、「人の力の良し悪し」が防火対象物の防火安全に

大きく影響を及ぼしてしまいます。どんなに立派な消防計画を作成しても、それに基づき自衛消防隊員がしっかりと動けなければ、機能しなければ、消防計画は「絵に描いた餅」になってしまいます。これでは防火対象物の防火管理体制を確立させることはできません。

3 管理権原者の特定が重要！

防火管理体制を確立させるためには、組織作りが必要です。小さな会社であれば数人で済むかもしれませんが、会社が大きくなればなるほど、一人の力では防火管理の実効性は担保できません。組織を上手く作り、配置し、訓練を重ねて有効に機能するようにするために、まずは当該防火管理義務対象物の所有形態、管理形態及び使用形態を総合的に把握し、一体誰が管理について権原を有しているかを見極めることが重要です。管理権原者つまり防火管理の最終責任者を先ず把握し、管理権原者に防火管理者を選任させるとともに、防火管理者を中心とした防火管理体制を構築させるために、その権限を十分に発揮させなければなりません。

4 管理権原者の特定方法について

それでは、一体誰が管理権原者になるかの判定方法はどのようにしたらよいのでしょうか？「管理権原」とは何かがよくわかっていなければ判定ができません。昭和62年3月31日付けの消防予第42号予防救急課長の管理権原が分かれているとはどう判断すべきかの質疑回答では「所有形態、管理携帯及び使用形態を総合的に考慮し、個々に判断することが必要である」となっ